

第10回「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」

平成31年1月23日
午後3時30分～4時30分
協会 第1会議室

次 第

1. 本分科会報告書（案）の概要について

2. その他

（1）日証協のTCFD対応について

（2）サステナブルファイナンスのISO規格について

以 上



JSDA

日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 1



とう し

10/4は
証券投資の日

貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会 第1次報告書（案）の概要について

2019年1月
日本証券業協会

SDGsに貢献する金融商品の現状について

- 投資家は、SDGs関連事業へ資金が充当される金融商品への投資を通じて、SDGsへの貢献が可能。
- グリーンボンド、ソーシャルボンドをはじめとするSDGsに貢献する債券は、近年、発行数・発行額が増加傾向にあるが、環境・社会的課題の解決には、より多くの資金が必要である。
- そのほかに、環境や社会などのテーマに沿って投資対象を選定する投資信託が設定されており、証券会社はこうした投資信託の販売等を通じて、環境・社会的課題に関心を持つ投資家へ対応

SDGsに貢献する金融市場拡大に向けた課題に関する意見・提言等（債券を中心とした議論）

1. 統一呼称について
2. ガイドブックの作成（一般向けの普及・啓発施策）
3. 経済的メリット、インセンティブの付与
4. 評価体系の確立（ESG評価／指数）
5. 投資家行動の在り方

※次頁以降参照

今後の展開

- 債券以外の金融商品や、これまでに議論できなかった課題への対応について継続的に検討を行う。

SDGsに貢献する金融商品（債券）

- 証券会社各社によって多様な呼称
- その定義も各社によって異なる

⇒個人を含む投資家や販売側（外務員）の理解、認知度向上を妨げる一因となっていると考えられる。



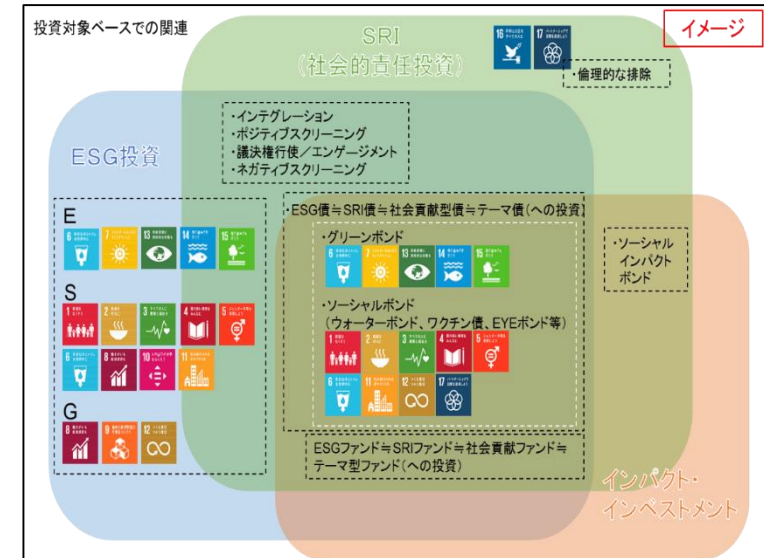
SDGsに貢献する債券について証券業界としての統一呼称として「**SDGs債**」を用いる。

①呼称統一の対象⇒「債券」

- 資金使途が明確又は限定可能であり、SDGsへ貢献するものを特定しやすい

②呼称における「SDGs」の使用

- 証券会社役職員や顧客におけるSDGsの認知度向上へ
- SDGsに関心のある層（投資未経験層を含む）による投資促進が期待
- ひいては投資家層、発行体層の拡大につなげる



【証券会社】顧客に対する分かり易さ、認知度向上の観点から、可能な限り統一呼称等を使用
【日証協】呼称が広く一般に浸透するよう、周知のための施策を行う

2. ガイドブックの作成（一般向けの普及・啓発施策）

ICMAによるグリーンボンド原則など、発行体向け指針は整備されているが、引受・販売業者として実務において参照するような手引き、マニュアルは未整備。

⇒分科会においては、以下の各案について必要性等を検討。

（案A-1）引受・販売を行う際の実務マニュアル（申し合わせ）

（案A-2）引受・販売を行う証券会社役職員への啓発資料（販売にあたって必要な知識等）

（案B）案Aに加え、広く市場関係者が統一的に用いる、ソーシャルボンドに関するガイドライン

SDGsに貢献する金融商品の普及、推進には、まずは証券会社の役職員自身が、それら金融商品の概要、意義について理解を深める必要がある。⇒**案A-2**

証券会社の役職員や投資家の認知度向上を目的として、
「**SDGsに貢献する金融商品に関するガイドブック**」（仮）を作成
（SDGsに貢献する金融商品WGにおいて作業）

証券会社に必要とされる
事項や包括的なベストプラクティス等を整理するための情報の不足が課題

引受・販売の実務マニュアル（案A-1）やソーシャルボンドに関するガイドライン（案B）
⇒同WGにおいて、課題洗い出し、継続的な検討を行うべきとされた

3. 経済的メリット、インセンティブの付与

SDGsに貢献する債券は、発行体、投資家双方において経済的メリットがないことが課題とされる
(発行体) 資金使途とするグリーン事業、社会事業の適格性評価やレポーティング、資金管理のための追加コストが必要
(投資家) グリーンボンド等への投資による利回りは通常の債券と比較して優位とはいえない



(1) 税制措置

証券関連3団体による「平成31年度税制改正に関する要望」(2018年9月公表)において、SDGs推進に関する税制措置に関する要望が盛り込まれたことを踏まえ、分科会にて議論。

IV SDGs (持続可能な開発目標) 推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること (例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること)
(「平成31年度税制改正に関する要望」より抜粋)

(2) リスク・ウェイトの低減

機関投資家(金融機関)が保有するグリーンボンド等に係るリスク・ウェイトの低減について、分科会にて議論を実施。

⇒SDGsに貢献する債券の普及等に向けて、継続的、長期的に検討を行い、積極的に情報発信を行う。

4. 評価体系の確立（ESG評価／指数）

評価体系の確立に関する意見・課題

- 投資家にとって、ESG評価やインパクト評価が使いやすいものであるという環境は、こうした市場の拡大に向けて有効とされる。
- 指数の組成もまた、パッシブ投資家の流入等を促す方策との意見が出された。



分科会委員による意見

	①ESG格付・評価の利用にあたっての課題等	②発行体のESG情報の充実に向けた課題等	③ESG指数に関する課題等
証券会社、証券業界としての取組み	✓ ESG格付とESG評価（≒SPO）、グリーンボンドにおける「ESG格付」の定義に関する正確な理解を促進するため、証券会社が主導して言葉の整理を行うことが必要	✓ ESGは企業にとり経営課題そのものであり、ESGをどう成長戦略に結び付けていくか、に関する各企業へのアドバイスは投資銀行ビジネスの根幹であり、証券会社各社が本業として切磋琢磨する業務と考える	✓ 証券業界として、現存するESG指数の一覧、比較ができるよう整理することは有用 ✓ ESG株式指数に組み込まれた企業が、株式以外の投資家に評価されるよう、証券会社として①企業の情報発信に係る支援、②販売時の投資家への説明を行う
他団体等における取組みに関する意見	✓ 格付・評価機関等において、格付に関する細かい符号、各種クライテリアの詳細や決定プロセスについての一貫性のある説明の継続が望まれる	✓ 格付・評価機関等において、発行体が最低限開示すべき情報を一定程度明確に示すことも一考	—
その他	✓ 発行体のESGに関する認証制度が必要	✓ 仲介業者として投資家への販売責任を持つ証券会社のあり方も更なる検討が必要ではないか	✓ 債券におけるESG指数の開発

5. 投資家行動の在り方

投資家行動の重要性について

SDGs達成のためには莫大な資金が必要とされている。

民間企業による環境・社会的課題の解決に向けた取組みを促すためには、機関投資家によるESG投資は有効

分科会委員による意見

(投資家行動について)

- ・ 事業会社の経営層に対して投資家等は大きな発言力を持つ。
- ・ 機関投資家は、利回り等の条件が同一（類似）であればESG関連銘柄を選択するなど、自らの方針を明確化することの影響は大きい。

(証券会社として投資家行動を後押しする方策について)

- ・ 証券会社は個人投資家へのチャネルを利用して、SDGsに貢献する投資を個人投資家にアピール

本分科会意見を「ESG金融懇談会」へ参考資料として提出。

同懇談会では、2018年7月「ESG 金融懇談会 提言～ESG 金融大国を目指して～」を公表

① ESG 要素（特に“E”）を考慮した金融商品の拡大

～（略）～機関投資家は、21 世紀の受託者責任の考え方の浸透とともに、利回り等の条件が同一又は類似であればESG 関連銘柄へ投資するなど、ESG 投資に関する方針を明確化することが望まれる。

環境や社会問題を意識した投資を志向しているといわれるミレニアル世代を個人長期投資家として育てるべきとの指摘もある。個人投資家に対してもESG/SDGs を意識した質の高い金融商品や投資教育の機会が提供されることが期待される。～（略）～

（『ESG 金融懇談会 提言 ～ ESG 金融大国を目指して ～』＜具体的提言＞ 3. 直接金融市場におけるESG 投資の加速化（2）環境・社会の持続可能性にインパクトを与えるために」より抜粋）



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association



とうしくん®

とう し
10/4は
証券投資の日

日本証券業協会による TCFD提言への賛同について（案）

2019年 1 月
日本証券業協会

1. TCFD提言とは

- 2017年6月、G20財務大臣・中央銀行総裁会合の要請により金融安定理事会（FSB）が設置した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」において、気候変動がもたらす「リスク」及び「機会」の**財務的影響**を把握し、開示することを狙いとした提言（TCFD提言）を公表。
- 企業を念頭に、既存の財務情報開示と同様、**気候関連財務情報を経営として把握**すること、年次財務報告書と併せて開示し、内部監査等の対象とすること等を強調。
- 企業の気候変動自体の影響（物理的リスク）や気候変動を抑制するための施策（移行リスク）が、企業財務にもたらすリスクと機会を投資家等へ開示する上で推奨される開示内容を、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「**気候関連リスク・機会を評価・管理するために使用する指標及び目標**」に分類し、提示。
- 気候変動の影響には不確実性が高い中で、各企業が気候関連リスクと機会の戦略的意味合いを理解するためのツールとして、「**シナリオ分析**」の**重要性**を強調。
- 現在、金融機関をはじめ、企業や政府当局、業界団体など、570を超える団体がTCFD提言への賛同を表明。

2. 日本証券業協会における取組み

- 2017年9月、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」、「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」等を設置。
- 本協会の最重要課題の1つとして「SDG s への貢献」を掲げ、各分科会等において、SDG s の各分野の課題解決に向けた検討を継続。
- 「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」において、**気候変動を始めとするSDGsに掲げられた課題解決に向けた民間資金の流入の拡大を促進**するためには、以下のとおり、**企業の情報開示**の重要性が指摘された。
 - ✓ 投資家にとって、ESG評価を利用しやすい環境にする必要がある。そのためには、発行体のESG情報の充実に向け、証券会社各社は本業投資銀行ビジネスとして、「ESGは企業にとって経営課題そのものであり、ESGをどのように成長戦略に結び付けていくか」に関する各企業へのアドバイスを行うべきである。
 - ✓ 発行体のESG、SDGs関連の取組みに関する開示の充実やフォーマット化が求められる。



日本証券業協会は、本協会の目的や上記取組み等を踏まえ、企業による気候関連財務情報の開示を重視し、TCFD提言への賛同を表明することとする。

(参考) 日本のTCFD提言賛同団体



金融庁	日本生命保険	商船三井
経済産業省	野村ホールディングス	日本郵船
環境省	りそなホールディングス	双日
公認会計士協会	SOMPOホールディングス	富士フィルムホールディングス
投資信託協会	三井住友フィナンシャル・グループ	日立
全国銀行協会	三井住友トラストホールディングス	国際航業
第一生命保険	滋賀銀行	コニカミノルタ
大和証券グループ	東京海上ホールディングス	NEC
日本政策投資銀行	丸井グループ	野村総合研究所
年金積立金管理運用独立行政法人	積水ハウス	三菱ケミカルホールディングス
日本取引所グループ	キリンホールディングス	住友化学
三菱UFJフィナンシャル・グループ	ジェイテクト	住友林業
みずほフィナンシャル・グループ	川崎汽船	大和ハウス工業
MS&ADホールディングス	三菱商事	Nikon
日興アセットマネジメント	三井物産	リコー

(2019年1月現在 <https://www.fsb-tcfd.org/tcfd-supporters/>より)